

第52回「くらしに役立つ法律のはなし」

～ 8月の弁護士による連続法話 ～

南信消費生活センターでは、長野県弁護士会飯田在住会との共催により、弁護士による連続法話「くらしに役立つ法律のはなし」を開催します。

多くの方々のご参加をお待ちしています。

|  |  |
| --- | --- |
| * **テーマ** | **「子どもの親権・面会交流に関する諸問題」**  **～ 事例を踏まえた子どもに関する事件の検討 ～** |
| * **内　容** | **別居や離婚時における子どもの親権（または監護権）や子どもとの面会**  **交流について、近年、家庭裁判所で争われるケースが増加しています。**  **今回は、子どもの親権・面会交流に関する法的な諸問題について、具体**  **的事例、家庭裁判所の審判例を踏まえて検討するなど、弁護士から分かり**  **やすくお話していただきます。** |
| * **講　師** | **松澤法律事務所　松澤　崇志　弁護士** |
| * **日　時** | **平成３０年８月２３日（木）午後１時３０分～３時まで** |
| * **会　場** | **長野県飯田合同庁舎５階　５０１号会議室** |
| * **参加料** | **無　料** |
| * **申込み** | **聴講希望者は、電話で南信消費生活センターへ　８月２２日（水）までに**  **お申込みください。（☎０２６５－２４－８０５８）** |
| * **その他** | **当法話は毎月１回開催しています。次回以降は決定次第お知らせします。** |

**確かな暮らしが営まれる美しい信州**

**～学びと自治の力で拓く新時代～**

しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）推進中

長野県南信消費生活センター

（所長）石澤　一志　（担当）松本　善彦

電 話 0265-24-8058（直通）

F A X 0265-21-1703

E-mail　n-shohi@pref.nagano.lg.jp

**「第2次長野県消費生活基本計画」推進中**

・消費者の権利の確立と利益の擁護

・県民の消費生活における自立の支援　等